

ライフプラン形成支援デジタルブック作成業務

委託仕様書

令和6年7月

岩手県保健福祉部
子ども子育て支援室

ライフプラン形成支援デジタルブック作成業務委託仕様書

この「仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「ライフプラン形成支援デジタルブック作成業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務の概要

(1) 業務の目的

高校生をはじめとする若い世代に対し、結婚、妊娠・出産、子育てを選択肢に入れたライフプランを描く機会を提供することで、県内の結婚・子育て機運の醸成を図ること。

(2) 契約期間

ア 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

イ 予算額

2,268,750円以内（税込）

(3) 業務概要

ライフプラン形成支援デジタルブックの作成

2 委託内容

(1) デジタルブックの内容

ア 高校生をはじめとする若い世代が今後のライフプランを検討する際に、結婚、妊娠・出産、子育て、仕事について考えるきっかけを与える内容とすること。

イ 2(1)アを対象とした教育現場で使用することを想定しているため、使用者が見やすく、使いやすい内容、デザインとすること。

ウ 想定している構成案は以下のとおりであるが、受託者側で、事業目的に沿って適切な構成の案があれば自由に提案すること。

○想定している構成案

	テーマ	ねらいや内容の例
1	ライフプラン設計について	・人生には多様な生き方の選択肢があり、自分らしい生き方をするために必要な知識や情報を得て、希望する人生を自らプラン設計してもらうという本デジタルブックの目的を示す。
2	働くこと・ワークライフバランスについて	・正規雇用や非正規雇用、テレワークや起業など様々な働き方や法令上企業に求められている制度を示し、どのような職に就きたいか、どのような職場で働きた

		いかといった仕事の見つけ方についてヒントを与える。 ・岩手で働きたい方を応援するため県が作成した「シゴトバクラシバいわて」を紹介し、県内企業について知る機会を作る。
3	結婚について	・人生設計の選択肢のひとつとして、結婚についての知識を持ってもらう。
4	妊娠・出産について	・県が作成した「MY LIFE PLAN」に沿った内容とし、妊娠に適した年齢や不妊治療、出産が母体に与える影響等、妊娠・出産のために必要な知識を持ってもらう。
5	子育てについて	・子育てしながら仕事を続けるために最低限知っておくべき育児休業等の制度や、県や市町村の子育て支援制度を紹介し、男女ともに子育てをすることや、子育て中の日々の過ごし方や働き方について考えてもらう。
6	将来必要な費用について	・生涯に稼ぐことができるお金と、子育てにかかるお金等のライフステージに応じてどのような出費があるかを示し、将来必要なお金の目安について想像してもらう。
7	ライフプランシート	・1～6を踏まえた2(2)のライフプランシートの記入例及び解説。
8	県からのお知らせ	・県からの情報提供や望まぬ妊娠、いじめ、虐待、ヤングケアラー等に係る国や自治体の相談窓口を知ってもらう。

エ ブックの仕様は以下のとおりとすること。

○ブックの仕様

印刷時サイズ	J I S 規格 A 4 縦
ページ数	・表紙 1 ページ ・内容 2(1)ウの構成ごとに見開き2 ページ程度 最終的なページ数は県と受託者の協議により決定する。
色	フルカラー（カラーユニバーサルデザインに配慮すること）
ファイル形式	P D F
閲覧方法	パソコン、スマートフォン、タブレット等の電子機器で閲覧することを前提とすること。
その他	県と受託者の協議により決定する。

オ 2(1)ウの想定している構成案ごとに作成時点の岩手の現状がわかる統計データや、岩手で働くことや生活することの魅力を知り、将来にわたり岩手で暮らすことを考えるきっかけになる情報を含めること。

カ 結婚、妊娠・出産、子育て、仕事が個人の自由な意思決定に基づくものであることは当然の前提であるため、特定の価値観を押し付けたり、不必要なプレッシャーを与えたりすることがないように留意すること。

キ 受託者は、必要に応じて専門家等に執筆や監修を依頼し、原稿を作成することができるものとする。執筆者の選定にあたっては、県と十分協議し、執筆者への依頼、連絡調整その他これらに付随する一切の業務は、受託者が行うこと。なお、専門家や執筆者等への依頼にあたっては、県の承認を得た上で行うこと。

(2) 周知リーフレットの作成

ア JIS規格 A3判 裏表2つ折り

- ・ 表紙、県からのお知らせ 1ページ
- ・ ライフプランシート 1ページ

イ フルカラー（カラーユニバーサルデザインに配慮すること）

ウ コート紙 90K相当

エ 中綴じ製本

(3) 成果品

ア リーフレット 10,000部

イ デジタルデータ（PDF形式）

(4) 納期・納品場所

ア 令和7年3月14日（金）

イ 岩手県庁9階子ども子育て支援室

3 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）は原則としてできないものとする。

ただし、事前に県が書面により了承した場合は、この限りでない。

イ 受託者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。また、受託者は再委託の相手方に対して、本業務の受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。

ウ 受託者は、再委託の相手方に対して、定期的又は必要に応じて、作業の進捗状況について報告を行わせるなど、適正な履行の確保に努めるものとする。

また、受託者は、県が本業務の適正な履行の確保のために必要があると認める時は、その履行状況について県に対し報告し、また県が自ら確認することに協力するものとする。

エ 受託者は、県が承認した再委託の内容について変更しようとする時は、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、県の承認を得るものとする。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記3(1)イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(3) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(4) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年3月30日岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。

(5) 権利の帰属等

本業務の実施により作成された成果分及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって、受託者から県に移転することとする。ただし、権利の移転前であっても、県が必要な範囲において成果物を利用できることとする。